○総務省告示第四百二十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件）は、廃止する。

平成二十七年十二月一日　　総務大臣　山本　早苗

一　設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。

1　携帯無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

2　広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備

3　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局に使用するための無線設備

4　設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局に使用するための無線設備

5　インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）に使用するための無線設備

6　デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

7　ＰＨＳの無線局に使用するための無線設備

8　小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号及び第七号のものを除く。）

二　設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。

前項第一号から第五号までに掲げる無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの

○総務省告示第四百二十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第三項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十四号（人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日　　総務大臣　山本　早苗

第三項第一号㈠ア中「温度」の下に「及びファントム液剤の温度」を加え、同㈠ウ中「などの送信設備」を削り、「測定する比吸収率の三パーセント」を「一〇グラム平均局所比吸収率で一キログラム当たり〇・〇一二ワット」に改め、同ウに次のただし書を加える。

ただし、反射の影響が一〇グラム平均局所比吸収率で一キログラム当たり〇・〇一二ワットを超える場合であって、当該反射の影響を不確かさに追加したときは、この限りでない。

第三項第一号㈠ウを同㈠エとし、同㈠イ中「比吸収率」を「一〇グラム平均局所比吸収率」に改め、同イを同㈠ウとし、同㈠アの次に次のように加える。

イ　比吸収率の測定を行っている間のファントム液剤の温度変化が（±）二度を超えず、かつ、電気的特性の変動が（±）五パーセント以内であること。

第三項第一号㈡に次のただし書を加える。

ただし、当該拡張不確かさが三〇パーセントを超えた場合であって、当該超えた不確かさを考慮した値を得られた比吸収率の値に上乗せしたときは、この限りでない。

第三項第二号㈠エ中「ファントム外殻材質」を「材質」に、「〇・〇五以下であること。外殻材質の」を「〇・〇五以下であり、」に、「五以下」を「三GHz以下の周波数においては五以下、三GHzを超える周波数においては二以上五以下」に改め、同号㈡中「ファントム液剤の」を削り、同号㈢ア中「未満」を「以下」に改め、同㈢イを次のように改める。

イ　プローブ先端の直径は、二GHz以下の周波数においては八ミリメートル以下、二GHzを超える周波数においては液剤中の当該周波数の波長の三分の一以下であること。

第三項第二号㈣ア中「より高い」を「以下である」に改め、同㈣ウ中「一〇センチメートル」を「二〇センチメートル」に改め、同号㈤を次のように改める。

㈤　保持器

材質の誘電正接は〇・〇五以下であり、比誘電率の実部は五以下であること。

第三項第三号㈠ア中「充てんすること」の下に「（比吸収率の変動が一パーセント以下であるとき又は比吸収率の変動を不確かさに追加したときを除く。）」を加え、同㈠イ中「（±）五パーセント」を「（±）一〇パーセント」に改め、ただし書を削り、同㈠に次のように加える。

ウ　比吸収率の算出には、測定した電気的特性を用いること。なお、測定に用いた液剤の電気的特性と目標値との偏差を補正するため、次式により求められる補正係数により比吸収率に補正を施すこと（ファントム液剤の電気的特性の値が別表⑵に規定する値の（±）五パーセントの範囲内の場合を除く。）。ただし、補正量が負の場合には、補正を行わないこと。

$$\Delta SAR = C_e \Delta\varepsilon_r + C_\sigma \Delta\sigma$$

$$C_e = 3.456\times10^{-3}f^3 - 3.531\times10^{-2}f^2 + 7.675\times10^{-2}f - 0.1860$$

$$C_\sigma = 4.479\times10^{-3}f^3 - 1.586\times10^{-2}f^2 - 0.1972f + 0.7717$$

ΔSAR：補正係数［パーセント］

$\Delta\varepsilon_r$：比誘電率の変化［パーセント］

$\Delta\sigma$：導電率の変化［パーセント］

f：周波数［GHz］

第三項第三号㈡イ中「アンテナ」を「空中線」に改め、同㈡カを同㈡キとし、同㈡オの次に次のように加える。

カ　音声とデータが混在する通信モードについては、測定対象無線設備を人体側頭部の側で使用する場合で生じ得る最大空中線電力で測定を行うこと。

第三項第四号㈠を次のように改める。

㈠　一般条件

ア　測定対象無線設備の比吸収率は、当該測定対象無線設備を通常使用するときにとり得る全ての状態で測定すること。ただし、一の状態での比吸収率が他の状態での比吸収率を超えないことを国際規格に定められた方法等の合理的な方法により示すことができる場合は、当該一の状態での測定を行わないことができる。

イ　測定対象無線設備をファントム外殻の左右両側に置いて、㈠のア及びイに規定するそれぞれの位置に固定し、測定対象無線設備の各送信帯域の中央付近の周波数を使用して比吸収率を測定すること。ただし、複数の送信モード又は複数の送信周波数帯を持つ無線設備を測定する場合は、それぞれの送信モード及び送信周波数帯で測定を行うこと。

ウ　イにより測定した値のうち最大の値及び一キログラム当たり一ワット以上の値を測定した位置において、送信周波数帯の周波数幅が当該送信周波数帯の中心周波数の一パーセントを超え一〇パーセント以下の場合は当該送信周波数帯の最高周波数及び最低周波数について、送信周波数帯の周波数幅が当該送信周波数帯の中心周波数の一〇パーセントを超える場合は次式により求められる測定数の周波数（当該送信周波数帯の最高周波数及び最低周波数を含み、周波数間隔はできる限り等しくすること。）について比吸収率を測定すること。

$$n = 2k + 1$$

n：測定数

$$k = (10\times\frac{f_h - f_l}{f_c})\text{の小数点以下を切り上げた整数}$$

f_c：中心周波数［Hz］

f_h：送信周波数帯域内の最高周波数［Hz］

f_l：送信周波数帯域内の最低周波数［Hz］